

千歳市広告事業導入基本方針

平成 18 年 8 月策定
平成 29 年 12 月改定

千歳市

目 次

| | | |
|---|---------------------------|-----|
| 1 | 広告事業の目的について | … 1 |
| 2 | 広告事業の概要について | … 1 |
| 3 | 広告事業の導入について | … 1 |
| 4 | 広告事業導入検討部会の設置について | … 2 |
| | （1）広告事業導入検討部会の職務について | |
| | （2）広告事業導入検討部会の組織について | |
| 5 | 広告審査委員会の設置について | … 2 |
| | （1）広告審査委員会の職務について | |
| | （2）各部等の広告審査委員会について | |
| | （3）各部等の広告審査委員会の組織について | |
| 6 | 広告事業統括委員会の設置について | … 4 |
| | （1）広告事業統括委員会の職務について | |
| | （2）広告事業統括委員会の組織について | |
| 7 | 広告事業導入フロー | … 4 |
| | （1）広告事業導入検討部会の設置 | |
| | （2）基本方針、広告掲載要綱及び広告掲載基準の策定 | |
| | （3）基本方針、広告掲載要綱及び広告掲載基準の公表 | |
| | （4）各部等の広告審査委員会の設置 | |
| | （5）広告事業の検討 | |
| | （6）広告主の公募 | |
| | （7）広告主・掲載広告等の決定 | |
| | （8）契約等の締結 | |
| | （9）広告事業の実施 | |
| 8 | 公募の実施について | … 5 |
| 9 | 広告料収入等について | … 6 |

1 広告事業の目的について

広告事業は、市の資産を広告媒体として民間企業等の広告を掲載し、広告料を徴収するなど市の新たな財源を確保することにより、市民サービスの向上及び地域経済の活性化を図ることを目的として導入する。

2 広告事業の概要について

市の資産は、市民の税金により作られていることから、市の資産を利用して特定の民間企業等の一私人の営利活動に加担することはできず、また、市が広告することにより、民間企業、商品等を推薦していると市民から誤解される懸念もある。

しかし、税金を投じて作られた市民の資産の管理を任されている市は、それをできるだけ有効に活用すべきであり、昨今の厳しい財政状況の下新たな歳入を確保し、財源を少しでも増やすことができれば施策の自由度も増すと考えられる。

また、広告により市の資産を特定の民間企業等の一私人に使用させるといっても、その資産の本来目的が阻害されるわけではなく、市民に何ら負担をかけることなく歳入の確保及び経費の削減を図ることができる。

以上のことから、市として全庁一丸となり、積極的に広告事業について推進を図るものである。

3 広告事業の導入について

広告事業の実施における全庁的な「広告の基準等」について、意思統一を図る必要があることから、「千歳市広告事業導入検討部会（以下「広告事業導入検討部会」という。）」を設置し、「千歳市広告事業導入基本方針（以下「基本方針」という。）」、「千歳市広告掲載要綱（以下「広告掲載要綱」という。）」及び「千歳市広告掲載基準（以下「広告掲載基準」という。）」を策定する。

広告事業の導入に当たっては、各部等において「広告掲載要綱」に基づき「広告審査委員会」を設置し、「広告掲載要綱及び広告掲載基準」に基づき導入が見込まれる広告事業の検討を行い実施について決定するものとする。

4 広告事業導入検討部会の設置について

広告事業の導入に係る基本方針等の策定及び広告事業の実施における事務レベルでの検討を行うため、「広告事業導入検討部会」を設置する。

(1) 広告事業導入検討部会の職務について

ア 基本方針の策定

広告事業の目的、概要等を定める。

イ 広告掲載要綱の策定

市の資産を広告媒体として民間企業等の広告を掲載することに関し、必要な事項等を定める。

ウ 広告掲載基準の策定

広告媒体への広告掲載基準を定める。

エ 広告事業の実施における事務レベルでの検討

(2) 広告事業導入検討部会の組織について

広告事業導入検討部会は、部会長に総務部次長（組織・人事担当）、副部会長に行政管理課長、部会員に総務課長、契約管財課長、財政課長、広報広聴課長及び各部庶務担当課長等を充てる。

なお、事務局は、総務部行政管理課とする。

| 広告事業導入検討部会 | |
|------------|---|
| 部会長 | 総務部次長（組織・人事担当） |
| 副部会長 | 行政管理課長 |
| 部会員 | 総務課長、契約管財課長、財政課長、広報広聴課長、企画課長、市民生活課長、福祉課長、こども政策課長、商業労働課長、交流推進課長、道路管理課長、企画総務課長、消防本部総務課長、水道局総務課長、市民病院総務課長、会計課長、議会事務局総務課長、選挙管理委員会選挙課長、農業委員会管理課長 |
| (事務局) | 行政管理課 |

5 広告審査委員会の設置について

広告事業導入についての意思決定を行う機関として、各部等に「広告審査委員会」を設置する。

(1) 広告審査委員会の職務について

ア 掲載広告及び広告主の決定に関すること。

イ 掲載広告の位置等の決定に関すること。

- ウ 掲載広告のデザイン、内容等の審査及び決定に関すること。
- エ その他掲載広告に関すること。

(2) 各部等の広告審査委員会について

- ア 企画部広告審査委員会 (企画課)
 - イ 総務部広告審査委員会<会計室を含む。> (総務課)
 - ウ 市民環境部広告審査委員会 (市民生活課)
 - エ 保健福祉部広告審査委員会 (福祉課)
 - オ こども福祉部広告審査委員会 (こども政策課)
 - カ 産業振興部広告審査委員会 (商業労働課)
 - キ 観光スポーツ部広告審査委員会 (交流推進課)
 - ク 建設部広告審査委員会 (道路管理課)
 - ケ 教育委員会広告審査委員会 (企画総務課)
 - コ 消防本部広告審査委員会 (消防本部総務課)
 - サ 水道局広告審査委員会 (水道局総務課)
 - シ 市民病院広告審査委員会 (病院事務局総務課)
 - ス 行政委員会合同広告審査委員会 (議会事務局総務課)
- <議会事務局、選挙管理委員会、農業委員会>

※ 括弧内は、事務局を示す。

(3) 各部等の広告審査委員会の組織について

委員長は、主管部等の部長職をもって充て、副委員長は委員長の指名する者を充てるものとする。

また、委員会の委員は部等に属する課長職にある者の中から委員長が指名した者をもって充てるほか、広告媒体及び審査する内容に関連する所管の課長職等を臨時の委員として加えることができるものとする。

なお、事務局については、庶務担当課とし、部等の広告に関する業務を所管するものとする。

| 〇〇部広告審査委員会 | |
|------------|---|
| 委員長 | 主管部長 |
| 副委員長 | 主管部次長等 (委員長が指名する者) |
| 委員 | 庶務担当課長 (事務局長)、〇〇課長 (委員長が指名する者) … その他委員長が必要に応じて指名する職員 |
| (事務局) | 庶務担当課 |

6 広告事業統括委員会の設置について

各部等の広告審査委員会を統括する機関として、副市長を委員長とする広告事業統括委員会を設置する。

(1) 広告事業統括委員会の職務について

ア 各部等の広告審査委員会において、広告事業について、全庁的に統一を図る必要があると判断された事項等の検討に関すること。

イ その他各部等の広告審査委員会において広告事業統括委員会に諮り検討が必要と判断された事項等に関すること。

(2) 広告事業統括委員会の組織について

広告事業統括委員会は、委員長に副市長を、副委員長に総務部長、委員に各部等の広告審査委員会の委員長を充てる。

なお、事務局は、総務部行政管理課とする。

広告事業統括委員会

委員長 副市長

副委員長 総務部長

委員 各部等の広告審査委員会委員長（12名）

（事務局） 行政管理課

7 広告事業導入フロー

広告事業の導入に伴う、基本的な事務の流れを示している。

各部等における導入広告の検討から決定及び実施に至るまでの間の詳細については、庶務担当課等を中心に部等内で調整を図ることとなる。

(1) 広告事業導入検討部会の設置（事務局：総務部行政管理課）

広告事業の導入についての検討を行うため、総務部行政管理課を事務局として「広告事業導入検討部会」を設置する。

(2) 基本方針、広告掲載要綱及び広告掲載基準の策定（広告事業導入検討部会）

全庁的に広告事業の導入における基本的な考え方の統一を図ることを目的として「基本方針」を策定する。

また、市の資産を広告媒体として民間企業等の広告を掲載することに関し必要な事項を定めた「広告掲載要綱」及び広告媒体に掲載できる広告の基準等を定めた「広告掲載基準」を策定する。

- (3) 基本方針、広告掲載要綱及び広告掲載基準の公表（総務部行政管理課）
広告事業の導入については、広く周知を図る必要があることから、基本方針、広告掲載要綱及び広告掲載基準を策定後、「ホームページ」で公表する。
- (4) 各部等の広告審査委員会の設置（事務局：各部等の庶務担当課）
広告掲載要綱に基づき、部内等に広告審査委員会を設置し、広告事業の導入及び委員会の職務について周知を図る。
- (5) 広告事業の検討（所管課・各部等の広告審査委員会）
各課等において広告事業の導入について検討を行い、仕様等を策定後、広告審査委員会において導入の決定を行う。
- (6) 広告主の公募（所管課）
「ホームページ・広報ちとせ」などに募集要綱等を掲載し、広告主等を公募する。
- (7) 広告主・掲載広告等の決定（各部等の広告審査委員会）
広告事業導入検討部会で策定した「広告掲載要綱」、「広告掲載基準」及び「各課等で策定した募集要綱」等に基づき、広告審査委員会で、広告主掲載広告等を決定する。
※ 広告事業の実施については、各実施機関において決定することとなるため、市長部局以外については、別途、市長への報告を行うものとする。
- (8) 契約等の締結（所管課）
導入が決定した広告に係る契約等を締結する。
- (9) 広告事業の実施（所管課）
広告事業の実施（広告及び使用料の徴収等）

8 公募の実施について

広告主（広告代理店を含む。）については、発注工事などの入札方式とは異なり登録制は執らないこと、また、事業導入の目的が広告料の徴収等により市の新たな財源を確保し、市民サービスの向上及び地域経済の活性化を図ることとしていることから、公募制を採用するものである。

なお、公募の範囲等の詳細については、それぞれの実施機関で定めることとする。

9 広告料収入等について

徴収すべき広告料の額は、掲載場所や掲載位置のほか出入人数などの条件により異なると考えられることから、広告に係る市場の実例価格、需給の状況、履行の難易、数量の多寡及び広告掲載期間等を考慮し、広告審査委員会において事前に定めるものとする。

なお、広告料収入については、歳入科目「21 款：諸収入、5 項：雑入、4 目：雑入、21 節：広告料収入」で措置することとし、財政課との協議の上、基本的には、当該所管部の歳出予算に上乘せ計上できるものとする。

また、歳入としては発生しないが、広告事業の導入により、経費が削減されるものについても、財政課と協議の上、経費削減に見合う歳出予算措置を行うことができるものとする。

これにより各部等においては、広告料として得た収入（歳入）を新たな事業及び継続事業に充当することができ、更なる市民サービスの向上を図ることができる。

広告事業の実施の決定（広告主との契約の締結）については、広告料に係る歳入・歳出の予算措置を伴うことから、できる限り予算要望時期前までに決定しておくこととする。

※ 広告事業の導入に当たり、補助事業等の導入施設については、所管課において、国や道などの関係機関と調整を図るものとする。